

報告第28号

専決処分の報告について《物損事故（網野町浜詰 R7.9.10）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

京丹後市長 中山 泰

専決第22号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月23日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町浜詰地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和7年9月10日、消防本部職員が京丹後市網野町浜詰地内の消防活動中に、相手方民家の天井板を破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 183, 700円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人